

令和4年度福岡地方最低賃金審議会議事録

第1回 福岡県自動車（新車）小売業専門部会

1 日 時： 令和4年9月22日（木）10:00～11:30

2 会 場： 福岡合同庁舎 本館5階 共用第4会議室

3 出席者： [公益代表委員] 萱沼 美香
高田 亜朱華(部会長)
恒川 元志

[労働者代表委員] 吉武 和也
吉水 寛

[使用者代表委員] 大西 洋二郎
仲村 崇文

【福岡労働局】 鈴木 賃金室長 ほか

4 主要議題

- (1) 各専門部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 改正決定申出状況及び昨年の審議状況等について
- (3) 今年度の発効日等について
- (4) 審議日程について
- (5) 福岡県特定最低賃金改正決定に係る関係資料について
- (6) 賃金実態調査報告、その他資料の説明
(「福岡県賃金実態調査結果」を含む)
- (7) 福岡県自動車（新車）小売業最低賃金の改定について
- (8) その他

5 審議内容

賃金室長

定刻になりましたので、ただ今から令和4年度福岡地方最低賃金審議会 第1回福岡県自動車（新車）小売業特定最低賃金専門部会を開催させていただきます。

部会長選出の議事までは、事務局にて議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

- 本年度は、改正決定の諮問がなされましたのは、4業種
- ・製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業
 - ・電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
 - ・輸送用機械器具製造業
 - ・自動車（新車）小売業

でございました。この4業種について改正決定の審議を行ってまいります。

なお、自動車（新車）小売業につきましては、審議会成立の定足数の関係から、第1回専門部会を他の3業種とともに合同会議としては開催せず、本日、別日程にて自動車（新車）小売業の第1回専門部会を開催させていただきます。

まず最初に、委員の皆様への辞令交付でございますが、時間の関係等により、あらかじめ、皆様の席上に辞令を準備させていただいております。

大変恐縮ではございますが、これをもって、すべての委員の皆様のご就任にあたっての辞令交付に代えさせていただきたく、何とぞご了承いただきますようお願いいたします。

また、今般、ご就任をいただきました専門部会委員のご紹介につきましても、同じく時間の関係上から、資料No.2の「令和4年度 福岡地方最低賃金審議会福岡県特定最低賃金専門部会委員名簿」によるご紹介とさせていただきますので、こちらも何卒ご了承をいただきますとともに、名簿による確認方をよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります前に、定数の確認でございますが、本日は、

労働者代表委員の岩屋委員、

使用者代表委員の松本委員がそれぞれご欠席をされておりますが、審議会令第5条第2項、第6条第6項により、開催に必要な定足数としては満たされている、そのことをご報告させていただきます。

また、本会議は福岡地方最低賃金審議会運営規程第6条により公開となっておりますことも、併せてご報告させていただきます。

では、はじめに、労働基準部長から一言、ご挨拶申し上げます。

労働基準部長

(賃金室長代読)

(挨拶)

賃金室長

それでは、議事(1)の「専門部会長及び部会長代理の選出について」です。部会長、部会長代理の選出については、最低賃金法第24条第2項及び第4項におきまして、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」となっておりますが、福岡地方最低賃金審議会におきましては、従来から慣例といた

しまして、公益代表委員であらかじめ互選をしていただき、この場でご承認いただいているところです。

今回も、従来どおりの取り扱いでよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

賃金室長

ありがとうございました。

それでは、事前に公益代表委員で互選していただいた結果を、事務局からご報告させていただきます。

自動車（新車）小売業専門部会

部会長 高田 委員
部会長代理 萱沼 委員

でございます。

以上の内容でご承認いただいてよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

室長補佐

ありがとうございました。

それでは、この後の議事進行につきまして、高田委員、よろしくお願ひいたします。

事 務 局

(部会長の名札を追加)

部 会 長

ただ今部会長に選出されました、高田です。

どうぞよろしくお願ひします。

では、議事次第にしたがって進めてまいります。

次の、議事（2）「改正決定申出状況及び昨年の審議状況等について」と、議事（3）「今年度の発効日等について」は、続けて一緒に、事務局からの説明をお願いします。

賃金室長

資料 No. 4 令和4年度 特定最低賃金改正決定申出状況
資料 No. 5 令和3年度 最低賃金改正審議状況（とりまとめ表）
資料 No. 6 福岡地方最低賃金審議会専門部会審議にかかる申合せに基づいて説明。

- ・結審日は異なることが予想されるが、発効日は、12月10日の統一発効を説明。
- ・統一発効のためには、10月11日（火）までに結審し、答申する必要があることを説明。

・8月17日に開催された第5回本審において、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会で全会一致にて決定した場合は、専門部会の決議をもって本審の決議とすることが、既に決定されていることを説明。

部会長 ただ今の説明につきまして、委員の皆様からご質問等がありましたら挙手にてお願いします。

各委員 (質問なし)

部会長 それでは、本年の改正決定においても、各部会ともに年内統一発効を目指すこととし、かつ、その発効日につきましては、本年も原則として12月10日とすることでおよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

部会長 では、すべての部会委員の皆様は遅くとも10月11日(火)までに結審できますよう、後ほど、最終的な今後の日程調整をお願いします。

次に議事(4)の「審議日程について」ですが、事務局から説明してください。

事務局 (日程表(事務局案)を配付)

賃金室長

事務局作成の「日程表(事務局案)」
審議会開催回数は、本日を除いて、原則2回での結審とすること。(予備日を1回設けること)
を説明。

部会長 それでは、ただ今より、今後の日程にかかる最終的な調整をお願いします。
ここで一点、専門部会の審議にかかわって、皆様に確認をさせていただきたいことがあります。

すべての特定最低賃金専門部会運営規程の第6条第1項において、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれのある場合には、部会長は会議を非公開とすることができます」と規定されているところです。

当該規程に基づき、専門部会における金額審議については、非公開とすることで、今一度、確認をいたしたいと思います。

この件に関して、委員の皆様からのご異議はございませんでしょうか。

各委員 (異議なし)

部会長 それでは、異議がございませんでしたので、すべての専門部会の金額審議につきましては、非公開の扱いといたします。

(日程調整)

(議事再開)

部会長 今後の開催日時が決定いたしました。事務局では現在、調整された結果を取りまとめ、文面に起こしているとのことですので、その間については議事を進めます。

では、議事(5)の「福岡県特定最低賃金改正決定に係る関係資料について」です。

事務局からの説明をお願いします。

賃金室長 資料No.7 福岡県特定最低賃金の改正決定について（諮問）（写）
資料No.8 福岡県の最低賃金改正の推移
資料No.9 令和3年度 各都道府県別特定最低賃金改定額（5業種）
資料No.10 令和4年度 地域別最低賃金時間額答申状況
資料No.11 特定最低賃金額と一般賃金水準との比較（福岡県）
資料No.12 2022春季生活闘争 第7回【最終】回答集計結果（連合福岡）
資料No.13 2022年春季労使交渉・賃金改定回答一覧【最終集計】

(福岡県経営者協会)

資料No.14 県内経済の動向－令和4年8月－（福岡県）
資料No.15 福岡県鉱工業指数月報－令和4年6月－（福岡県）
資料No.16 福岡市・北九州市の消費者物価指数（福岡県）
資料No.17 雇用失業情勢主要指標（福岡労働局）

に基づいて説明。

部会長 はい、ありがとうございます。
ただ今の説明につきまして、ご質問等がありましたら、挙手にてお願いします。

各委員 (質問なし)

部会長 では、ただいま、事務局から日程表の取りまとめが終わったとの報告がありましたので、事務局は日程表の取りまとめ結果を案として配付をし、読み上げてください。

事務局 (日程表（案）を配付)

賃金室長

(日程表(案)の読み上げ)

部会長

ただ今の日程(案)につきまして、何かご質問等ありますか。
また、異議等もございませんか。

各委員

(異議なし)

部会長

それでは、確定した日程表に基づき、実質的な金額審議を行っていただくよう、よろしくお願ひします。
なお、予備日が設けてありますが、できるかぎり、2回の実質審議で結審をしていただくよう、最大限のご尽力をお願いしたいと思います。
それでは議事(6)の「賃金実態調査報告、その他の資料の説明」です。
事務局から説明をお願いします。

副主任監督官

(福岡県賃金実態調査報告等の説明)

部会長

ただ今の資料説明につきまして、何かご質問等はございませんか。

各委員

(質問なし)

部会長

次に、議事(7)の「福岡県自動車(新車)小売業最低賃金の改定について」です。

時間的制約もございますので、本日は、まず、具体的な金額も含めまして、現時点での労使双方の基本的な考え方、ご主張をお聞かせいただき、それから公労、公使による個別での折衝に入ることにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

部会長

それでは、まず、基本的な考え方、ご主張を労働者側からお願いいたします。

吉武

労働者側委員の吉武です。すみません、労働者側については、現段階では金額提示については調整中になっておりますので、第2回目の専門部会で提示させていただいてよろしいでしょうか。

部会長

はい、了解しました。ありがとうございました。

そうしましたら、専門部会の回数の制限もございますので、次回必ず金額の提示をお願いします。

次に使用者側お願いします。

仲 村 使用者側は、昨今どこのメーカー、クライアントもコロナ禍を受けてずっと部品が入らず、自動車の生産ができない、それが影響していわゆる自動車新車小売業というのは販売台数が非常に低下している状況です。

直近の8月で全国でも前年比90パーセントの売り上げであり、前年も悪かったので前々年から比べたら、8割ぐらいという状況があって、車の登録、売り上げができないと、今非常にディーラー各社は厳しい経営状態を強いられています。それでまだ、各使用者側委員とは、金額の提示についての話し合はない、これは私見ですが0円です。

去年0円で今年も0円というのかと思われるかもしれません、厳しいという状況です。ただ物価も上がっているとか、その他の状況も配慮しながら審議させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

● 部会長 はい、ありがとうございました。

ただ今の双方の主張に対して、何かご質問、ご意見等はございませんか。

各委員 (質問なし)

部会長 労働者側、使用者側、本日のところはよろしいでしょうか。そうしましたら、現時点での労使双方の基本的な考え方やご主張をお伺いいたしました。

本日は双方とも金額の提示はできないとのことですので審議はここまでにしたいと思います。

今のところ、労働者側からは次回の専門部会で具体的な金額をご提示いただけないと、同様に使用者側からも各委員の間で調整を行っていただき、具体的な金額をご提示いただけるということでよろしかったでしょうか。

● 労使委員 (異議なし)

部会長 はい、ありがとうございます。

それでは次回審議では労使双方、相手方へできる限り歩み寄っていただき、専門部会前でも調整をいただきまして、早い段階での結審ができますよう、それぞれ十分な打合わせ等を重ねておいていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

では、次に議事(8)のその他です。事務局から何かございますでしょうか。

賃金室長 (次回の開催日、専門部会の通知のお知らせ、専門部会出欠の連絡事項等)を説明。

部会長 他に皆様から何かございませんでしょうか。

なければ、最後に、本日の議事録の署名について、

労働者側 吉武 委員
使用者側 仲村 委員
にお願いします。

吉武委員
仲村委員 (承諾)

部会長 本日はこれまでといたします。
大変お疲れ様でした。

署名 公益代表委員

高田 亜朱華

労働者代表委員

吉武和也

使用者代表委員

仲村崇文